

市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び 調整控除の額の確認方法

① 「県立高校生徒通学支援事業」の所得要件に該当するかは、基本的に以下のいずれかの証明書（最新のもの）で確認できます。

- ・ 市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ・ 市町村民税・県民税課税 非課税 証明書の原本又はコピー

※ 学校にはどちらかの書類を提出してください。

また、マイナンバーカードがあれば、「マイナポータル」にログインの上、「わたしの情報」で課税標準額等を確認することが出来ます。

② 「県立高校生徒通学支援事業」の所得要件の算定には、①の書類に記載されている「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」を用います。これらの証明書の記載は以下のようになっている場合があります。

【課税標準額】			【市町村民税の調整控除額】		
(例1)	(例2)	(例3)			
課税標準額	課税標準額（総合分）	課税総所得金額		市民税	県民税
円	円	円		円	円
	課税標準額（分離分）	上記以外の課税所得金額	調整控除		
	円	円			

【参考：県立高校生徒通学支援事業の所得要件の算定】

以下の計算式により算定した額が、30万4,200円以上の方は支給の対象となりません。

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額

③ 課税証明書等の様式は市町村によって異なり、「市町村民税の調整控除の額」の記載がない場合があります。

課税証明書等に「市町村民税の調整控除の額」の記載がなく、課税標準額が「509万5千円～706万9千円」の場合、別紙「県立高校生徒通学支援事業に係る課税証明書（補足）」を市町村窓口で発行してもらう必要があります。

※参考：「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」の記載欄
(鹿児島市の様式の場合)

【自営業者】市町村民税・県民税税額決定・納税通知書（市町村から毎年6月頃送付）

年度（ ）年度相当分）市町村民税・県民税 納税通知書

※課税標準額を確認します。

※市町村民税の調整控除の額を確認します。

※課税標準額を確認します。

※市町村民税の調整控除の額を確認します。

【共通】課税証明書（市町村役場で発行）

令和 年度（令和 年分）市町村民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所

賦課期日氏名

生年月日

※市町村民税の調整控除の額を確認します。

※課税標準額を確認します。

市税証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日 鹿児島市長 吉野 裕 税務課 市税証明書 長島 鹿 印市児